

平成26年11月

美里町教育委員会定例会会議録

平成26年11月教育委員会定例会議

---

日 時 平成26年11月25日（火曜日）

午後2時00分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎201会議室

出席委員（5名）

1番	委員	長	佐々木	勝男	君
2番	委員長職務代行		成澤	明子	君
3番	委員		後藤	眞琴	君
4番	委員		千葉	菜穂美	君
5番	教育長		佐々木	賢治	君

---

欠席委員 なし

---

教育委員会事務局出席者

次長兼教育総務課長	渋谷	芳和	君
教育総務課長補佐	寒河江	克哉	君
教育総務課長補佐	今野	正祐	君
学校教育係長	小南	友里	君
学校教育専門指導員	佐々木	勝基	君

---

傍聴者 2名〔午後3時50分より〕

---

議事日程

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 会議録の承認

・ 報告事項

第 3 行事予定等の報告

第 4 教育長の報告

第 5 報告第45号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する評価委員

#### 会の報告について

第 6 報告第 4 6 号 平成 2 6 年度生徒指導に関する報告（1 0 月分）

第 7 報告第 4 7 号 区域外就学について

第 8 報告第 4 8 号 指定校の変更について

- ・ 審議事項

第 9 議案第 1 8 号 美里町学校給食条例（案）

第 1 0 議案第 1 9 号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書について

- ・ 協議事項

第 1 1 美里町情報公開審査会の答申について（継続協議）

第 1 2 平成 2 6 年第 7 回美里町議会定例会（補正予算案）について

第 1 3 美里町学校教育環境整備方針について（継続協議）

第 1 4 基礎学力向上・いじめ対策等について（継続協議）

- ・ その他

第 1 5 平成 2 6 年 1 2 月教育委員会定例会の開催日について

#### 追加議事日程

- ・ 審議事項

第 1 議案第 2 0 号 教育委員会職員の処分について

---

#### 本日の会議に付した事件

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 会議録の承認

- ・ 報告事項

第 3 行事予定等の報告

第 4 教育長の報告

第 5 報告第 4 5 号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する評価委員  
会の報告について

第 6 報告第 4 6 号 平成 2 6 年度生徒指導に関する報告（1 0 月分）【秘密会】

第 7 報告第 4 7 号 区域外就学について【秘密会】

第 8 報告第 4 8 号 指定校の変更について【秘密会】

- ・ 審議事項

第 9 議案第 18 号 美里町学校給食条例（案）

第 10 議案第 19 号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書について

・ 協議事項

第 11 美里町情報公開審査会の答申について（継続協議）

第 12 平成 26 年第 7 回美里町議会定例会（補正予算案）について

第 13 美里町学校教育環境整備方針について（継続協議）

第 14 基礎学力向上・いじめ対策等について（継続協議）

・ その他

第 15 平成 26 年 12 月教育委員会定例会の開催日について

追加議事日程

・ 審議事項

第 1 議案第 20 号 教育委員会職員の処分について【秘密会】

---

午後 2時00分 開会

○委員長（佐々木勝男君） 皆さんこんにちは。

ただいまから平成26年11月教育委員会定例会議を始めることにいたします。

全員出席しておりますので、会議は成立しております。

---

---

#### 日程第1 会議録署名委員の指名

○委員長（佐々木勝男君） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。今回は2番成澤委員、4番千葉委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

---

---

#### 日程第2 会議録の承認

○委員長（佐々木勝男君） 日程第2、会議録の承認については、事務局に修正などの連絡が入っておいりましたでしょうか。事務局のほうからよろしく願います。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、本日までに委員皆様方からの修正及び事務局のほうで打ち間違いなどございましたので、この場で報告させていただきたいと思っております。

まず、24ページの上の部分でございますが、成澤委員が発言なさっております「『むしろ家庭での学習方法などを具体的に挙げながら』だと優しい表現かな」とありますが、この「優しい」の漢字ですが、これは簡易的な「易しい」という字の打ち間違いだと思いますので、済みませんがこちら修正をお願いしたいと思います。

次に、42ページでございます。42ページの中段でございますが、委員長が発言なさっているところでございます。その中で、「整理するのに私の頭の中の考えでは『提示法』」と打たれておりますが、これは「K J法」、アルファベットの「K J法」という手法だそうです。事務局で誤った調製をしましたが、委員長のほうからご指摘がありましたので、そのように修正をお願いしたいと思います。

そのほかにつきましては委員のほうから修正等、または事務局に連絡いただいた部分はございませんでした。以上でございます。

○3番委員（後藤眞琴君） きょう朝早く出て来たもので、済みません、連絡しませんでした。

18ページ、ちょっと意味がわからない。2行目「連携をいただいたもと」と書いてあるのですけど、これどういう意味ですか。「いただいたものと」ですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） これはですね、私が発言しているところですが、意見書

というものが提出をいただいておりますけれども、その意見の中には町のほかの機関と協力や連携をしていただいた上で、正常な事務を執行すべきではないかという意見書が寄せられているところですので、「いただいたもと」とありますが、意味的には「上で」ということですね。意味合いはそのようです。

○委員長（佐々木勝男君） 「もと」というところを「上で」と訂正お願いします。これまでに訂正というところは以上でございますが、よろしいですね。

会議録の承認については、皆さん承認ということでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

では、前回の会議録は承認ということになりましたので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

次に、報告事項に入る前に、本日の議事日程について、私のほうから追加の議事を提案させていただきます。

教育委員会会議規則第9条では、「会議の議事日程は委員長が定める。議事日程を変更、追加するときは、会議に諮って決定する」と規定しております。この規定に基づきまして、審議事項に議案第20号「教育委員会職員の処分について」を追加することを提案します。内容は、本日の協議事項にもあります情報公開審査会の答申および意見書にある不適切な事務処理に係る職員の処分を審議するものです。審議の順番は、その他の日程第15の12月教育委員会定例会の開催日についての終了後としたいのですが、委員の皆さん方がでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

よろしいですか。では、ご異議なしと認めます。よって、議案第20号 教育委員会職員の処分については、追加議事とします。なお、この件は人事に係る案件でありますので、秘密会扱いとしたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、異議なしということでございますので、審議に入る前にもし傍聴者が見えたら、退場のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、報告事項を議事といたしますが、日程第6、第7、第8までは個人情報に伴う報告事項でございますので、秘密会扱いにさせていただきたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、異議なしということでございます。日程第6から第8までは秘密会扱いになりま

すので、報告に入る際には傍聴者の皆さんには一時退場の協力をお願いするおこととなりますので、よろしく申し上げます。

---

---

報告事項 日程第3 行事予定等の報告

○委員長（佐々木勝男君） それでは、日程第3、行事予定等の報告に入ります。この報告につきまして事務局の説明を求めます。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） はい、委員長よろしいでしょうか。それでは、本日お配りしております美里町教育委員会行事予定表、平成26年12月の資料を見ていただきたいと思います。

大事な点、委員さんに関係のある部分のみ端折って説明させていただきますので、ご了解いただきたいと思います。

〔以下、資料に添った説明につき詳細省略〕

- ・12月4日 小牛田中学校「美里町未来プロジェクト発表会」
- ・12月10日 臨時課長会議（12月議会定例会一般質問協議）
- ・12月16日～18日 美里町議会12月定例会
- ・12月19日、22日 小学校、中学校、幼稚園終業式
- ・12月20日 近代文学館主催クリスマスおはなし会
- ・12月25日 宮城県社会教育委員会議〔教育長出席〕
- ・12月26日 平成26年仕事納め〔委員長出席〕

○委員長（佐々木勝男君） はい、ありがとうございます。

ただいまご説明をいただきました業務予定表を見て何かお伺いしたいことがございましたらお願いいたします。あるいは追加することがございましたらお願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長よろしいですか。済みません、1つ抜けておりました。

12月25日から27日までの3日間でございますが、冬季休業中の「学び支援事業」を行わせていただきます。これにつきましては町内3会場で小牛田地域、南郷地域、小牛田地域でそれぞれ3日間開催させていただくこととなります。抜けておりました申しわけございません。

○委員長（佐々木勝男君） それでは、行事を追加してください。なければ次に移らせていただきます。

---

#### 報告事項 日程第4 教育長の報告

○委員長（佐々木勝男君） 日程第4、教育長の報告ということでお願いしたいと思います。

○教育長（佐々木賢治君） それでは、審議事項、協議事項がたくさんありますので、教育長の報告を要領よく短時間で説明させていただきたいと思います。

11月校長会の定例会ですが、裏面にありますけれども、17日に開催されております。内容については人事関係、それから事故防止、それから校長の教職員への指導と勤務状況の把握について、その辺に力を入れてお話をしました。

特に、（3）の校長の教職員等への指導の①から④ありますけれども、事務職員の指導、校長による職印の管理を含めということで、指示をしております。それについては後ほどレジュメで県教委主催の「服務規律に係る緊急会議」【非公開資料である】と、そこに記載させていただきましたが、そのときにその教職員の指導、事務に関する指導等々、具体的に示させていただきたいと思います。それでは、前のほうにお戻りいただきたいと思います。

11月の主な行事、そこに何件か載せました。教育委員さんに直接関係する内容ですが、ひとめぼれマラソン大会、11月3日協力いただきました。ことしは1,000人の規模で大盛況でありまして、地元の小中学生も参加しているところであります。

5日、町P連懇談会、ともえ亭で行われました。ご協力ありがとうございました。

それから、12日ですね、教育委員会の臨時会、南郷庁舎で午後1時半から開催させていただいております。

翌13日、そこに教育委員会の自己点検評価委員会、南郷庁舎で行われましたが、13日の午前中に「小牛田地域給食センター基本構想」に係る署名運動、約4,000通の署名運動の代表者の方の自宅に13日10時に訪問させていただいております。寒河江補佐に調整していただきましたが、自宅においでくださいということでした。委員長と私と寒河江補佐、3名で訪問しました。向こうでは代表の方とそれから2名の方とお会いしました。

それで、この間の定例会のときにここで協議いただいたことをワンペーパーで文書を作成して、謝罪と今後の教育委員会の方針等々ですね、文書を寒河江補佐が読んで、委員長のほうから代表の方に直接手渡しをし、懇談をさせていただきました。また、何人か集まっての説明会をといて、そういった要望等はございませんでした。今後、連絡を取り合いながらやっていきたいと思いますという前向きのお話などもいただきました。教育委員会としての誠意が通じたのかなというふうに思っているところであります。

それから、17日、この南郷庁舎で就学指導審議会が行われております。これについては項目

の4番目で後ほど説明申し上げたいと思います。

それから、18日、県教委主催の緊急ですね、急遽案内が入りまして、服務規律にかかわる緊急会議が県内の教育長全員集められてお話をいただいたものです。あと高等学校の校長先生方も同日にいろいろ県教委から指示があったようであります。

それから、20日、大変急だったのですが、「住民懇談会」。有志の方々ですけれども、中央コミュニティセンターで9時から教育委員さんの懇談会という形で開催させていただきました。突然ではありましたが、ご出席いただき、感謝しているところであります。

それでは、あと臨時議会、きょうございました。直接教育委員会にかかわる議案はございませんでした。給与等にかかる補正予算ですね、特に問題なく議決をいただいております。

今後の主な予定については、先ほど寒河江補佐からお話ありましたので、今月の11月26日、明日です。教育長連絡会を栗原市で予定されております。北部教育事務所管内に栗原地区も含まれます。年に2回一緒にやっております。それからあさって、27日に涌谷町役場で人事ブロック会議があります。校長が人事構想を教育事務所の所長さん、それから参事兼次長さん、あと人事担当の班長、この3つの部屋が用意されておまして面談します。教諭の人事異動等につきましても、校長が来年はこういう形でしたいと、それにともなって教職員の異動、長く勤務した教職員がいますと。人事というのは基本的には教職員のレベルアップと資質の向上ということが大前提でありますので、そういった考え方でいろいろ自分の学校の人事構想について説明をし、それに伴う人事異動について説明をするという会であります。

あと29日はなかよし発表会ですね。これもフリー参観のようであります。翌30日町民駅伝大会、9時南郷体育館で開会式があります。町民駅伝大会に中学校として不動堂中学校から2チーム、南郷中学校から1チーム参加予定であります。中学生が参加するということは、大会の盛り上げになっていいかなと思っております。

それから、4番目の美里町就学指導審議会という組織がございます。審議委員さんは鹿島台の精神神経科医師を筆頭にそれぞれ主任児童委員とか学校の校長とか、あるいは特別支援教育担当の教職員、そういったメンバーの19名で構成されております。それで、そのいろいろ発達障害、あるいは障害のある子どもさんがおまして、普通通常学級でやっておったほうがいいのか、特別支援学級でやったほうがいいのか、あるいは特別支援校で勉強した方がいいのかと、その子どもさんにとって何が一番いいのか、いろいろなデータをもとに審議する会議であります。

それで、名簿は個人情報なので出しませんが、人数だけ報告させていただきます。平成27年

度の新規に特別支援学級が望ましいと判断された子どもは10名おります。特別支援校もその中に1人います。それから、26年度、今年度から継続してやはり特別支援学級がいいだろうという子どもさんが22名ですね。ですから、合計で32名、27年度特別支援学級あるいは特別支援校が望ましいだろうという、審議会で答申をいただいております。

最終的には親の同意がないとその特別支援学級とかそういった方向に入級させるというの難しいようであります。大体は、子どもさんにとって何がいいのかということをご理解いただいて、特別支援学級に行っていますが、中には「いや、うちの子どもは通常学級にぜひお願いしたい」そういった方もいないわけではありません。中身的には知的障害、自閉情緒がほとんどであります。

最後の5番目、県教委の緊急会議の内容ですが、取り扱い厳重注意ということですが、コピーをもとに説明します。

[以下、資料に添った説明であるが、非公表資料の説明につき会議録の調製はしない]

そういうことで教育長の報告にさせていただきます、よろしく申し上げます。

○委員長（佐々木勝男君） はい、ありがとうございました。教育長の報告ということでいただきました。何かお伺いしたいことがございましたらお願いいたします。

○3番委員（後藤眞琴君） 【非公開資料の内容を質問】

○教育長（佐々木賢治君） 言われるとおりです。教職員は採用から6カ月は条件付きなのです。この教諭は採用から7カ月過ぎています。県教委としては十分チェックして採用はもちろんしているのですけれども、県教育委員会の間では当然採用についてどうだったのか、議論はされていると思います。

○委員長（佐々木勝男君） ほかになければ、次に進ませていただきます。

---

日程第5 報告第45号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する  
評価委員会の報告について

○委員長（佐々木勝男君） それでは、日程第5、報告第45号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する評価委員会の報告について、報告を求めます。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） それでは、私のほうからご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項の規定によりまして、点検・評価を行うに当たっては、学識経験者の知見の活用を図るものとあります。ということで、学識経験のある3人の方、邊見俊三さん、齋藤寧さん、新田耕一さん、10月に委員会を2回、11月に1

回、計3回にわたり委員会を開催いたしまして、委員の皆様から意見をいただいております。それを資料として以前に委員の皆様にはお配りをいたしております。

まず1ページの中段からです。1ページの中段から2ページの下段のほうまでは、点検・評価の方向についてご意見をいただいております。2ページの下段からは総合計画に基づいた項目を評価したことについて点検・評価の結果についてご意見をいただいております。5ページからにつきましては、5ページの下段からは学校教育部署の点検・評価について、それから6ページの最後になります、6ページの下段は学校教育重点努力事項の点検・評価について意見をいただいております。

以上が学識経験を有する委員からの意見でございました。

それで、訂正箇所が1カ所ございます。2ページの中段から下のほう、(14)のところです。その2行目の「見える評価として明示・周知方法等を再検討し、」この部分の削除をお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（佐々木勝男君） 2ページの(14)の中で、「見える評価として明示・周知方法等を再検討し、」までを削除ということで報告をいただきました。

ただいまの報告いただきましたことについて何かご質問あれば受けたいと思います。

○3番委員（後藤眞琴君） これ一読させていただきましたけど、かなり甘い評価ではないかと感じていました。それで、1つだけ、4ページの4番目「安全な通学・通園の確保」のところ、ほぼ達成されているがとなっているのですけれども、僕のところは成田地区で、生徒が小牛田中学校に自転車通っているのですけれども、街灯がすごく暗いのです。今の時期だったらその暗い中を走るのですけれども、これでほぼ達成されているとなっているのですけれども、この評価委員の方は現場を見ない、この書面だけ見てやっているのかなという感じ受けました。

それから、中塚小学校の前なのですけれども、歩道を歩いて萩塚から子どもたちが集団で来るのですね。そうするとその歩道の脇ですか、夏は草生えて、大きく生えているのです。それで、僕自転車で通っても当たるような感じで、それから中塚小学校を過ぎて元のガソリンスタンド、あそこはちゃんと除草してあるのです。だから中塚小学校を挟んで西のほうですかね、それはとってないのです。それで、一度だけ草をとる人を雇ったような、そのときにはきれいになったのです。ですから、あの辺のところは、例えば中塚小学校のね、その辺のところ気がついていっているかなって思っています。ですから、そういうところで安全な通学・通園の確保がほぼ達成されているというところに疑問を持ちました。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 後藤委員さんがおっしゃる場所は萩塚の浄化槽污水处理

場の西側の道路ですよね。

○3番委員（後藤眞琴君） 歩道の部分の雑草です。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） これはあくまで委員個人のご意見ということなので、ひとつご理解をさせていただきたいと思ひますし、なおさら委員が全ての場所、通学・通園の場所を確認するということはなかなか難しいので、そういう意見については、この意見とは別に私のほうで要望として受け取って、関係課のほうに伝えたいと思ひます。

○3番委員（後藤眞琴君） はい、わかりました。

○委員長（佐々木勝男君） 街灯に関することは町担当課が情報をつかんでいる事もあります、計画的に街灯設置までは至っていないと思ひます。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 町内の街灯は「LED化」に今度するということですね。ただ、既設の街灯を「LED化」するのか、新たにつけるのかその辺はちょっとわかりませんが、いまま後藤委員さんがおっしゃるような箇所に設置していただけるものかどうか、関係課のほうと協議をしてみます。ご理解をお願いしたいと思ひます。

○委員長（佐々木勝男君） それでは、報告につきましては以上でございますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、次からの日程第6、第7、第8については秘密会扱いということになりますので、傍聴皆さんがおいでになった場合は、そのことをお話し申し上げて、随時退席いただくということをお願いしたいので、よろしくお願ひします。

---

日程第6 報告第46号 平成26年度生徒指導に関する報告（10月分）【秘密会】

日程第7 報告第47号 区域外就学について【秘密会】

日程第8 報告第48号 指定校の変更について【秘密会】

【秘密会につき会議録の調整なし】

秘密会 午後2時43分から午後3時まで

休憩 午後3時から午後3時10分まで

---

再開 午後 3時10分

審議事項 日程第9 議案第18号 美里町学校給食費条例〔案〕

○委員長（佐々木勝男君） 休憩前に引き続き、審議事項、日程第9議案第18号 美里町学校給

食費条例〔案〕につきまして、この条例につきまして事務局に提案説明を求めます。

その前に、説明員として小南係長が同席しておりますので、了解いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○教育総務課係長（小南友里君） それでは、事務局より説明させていただきたいと思います。

本日の審議案件としまして、「美里町学校給食費条例」を提案させていただきました。前日も審議ということをお願いしております、前回から変更した部分についてまず説明させていただきたいと思います。

まず、第4条、こちらの部分については、2号というのが前回の際にはございましたが、こちらはパブリックコメントにかけていない部分でしたので、削除ということで今回は削除してございます。

それから、別表の部分になります。別表の金額の部分が、幼稚園園児は4万4,000円という額にしておりましたが、こちらは4万7,000円に変更してございます。また、中学校生徒、の部分は6万6,000円としてございましたが、6万7,000円に変更してございます。

なぜ変更したかという理由ですが、こちらは幼稚園の部分は現在の単価に最大の給食を実施した200日とすると、235円掛ける200日で4万7,000円という最大の金額を年額の上限ということにしました。同じく中学校生徒ですけれども、こちら中学校の単価333円に、同じく上限である200日を掛けますと、6万6,600円となります。1,000円以下の部分を繰り上げる形で6万7,000円という金額でこちらを別表の金額に変更してございます。

こちらが今回提案した給食費条例の変更点、前回皆さんに資料としてお配りした議案から変更している点でございます。こちらについて、審議ということをお願いしたいと思います。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま提案のご説明をいただきました。審議事項ということに入っておりますので、質問、意見をいただいて、決議ということに進めていきたいと思っておりますので、委員の皆さんから求めます。

〔発言者なしの時間あり〕

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいでしょうか。委員皆さんから意見がないようですので、採決を進めていただきたいと思います。

今回は条例の案につきましての審議でございますので、条例についての意見がなければ採択していただきたいと思います。なお、その条例のもとに付随します施行規則案、あとは給食施設運営規則新旧対照表、本日お渡ししましたパブリックコメントに対する回答書につきましては、条例に関連するものではありませんが、条例の採択を審議していただいた後に、意見をいた

できればありがたいと事務局は考えております。

○委員長（佐々木勝男君） パブリックコメントについての意見は後でということですね。

それでは、ご意見がなければ、採決ということにさせていただきたいと思います。

議案第18号 美里町学校給食費条例〔案〕について賛成の委員の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（佐々木勝男君） 挙手全員でございます。したがいまして議案第18号 美里町学校給食費条例〔案〕については承認ということになりました。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） ありがとうございます。

○委員長（佐々木勝男君） 案というところを削除していただければと思います。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、先ほどパブリックコメントの回答につきまして、後藤委員のほうから意見があるようですので、条例提案の承認はいただきましたが、パブリックコメントに対する意見ということで、後藤委員のほうから意見などいただけたらありがたいと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 意見を求める時間をとってよろしいですね。それでは、パブリックコメントにつきまして、ご意見をいただければと思います。

○3番委員（後藤眞琴君） この前ここで話したのは、公会計と私会計の比較したほうがいいのでないかっていうようなお話がありましたよね。その比較の文言が、教育委員会の考え方に抜けているみたいなのですが。

○教育総務課係長（小南友里君） 公会計と私会計の比較の部分なのですが、こちらの、NO. 2の本日お渡しした資料の教育委員会の考え方の部分で、本町では私会計と公会計が併存していますということを認め、私会計方式で給食費の管理を行うデメリットとして、給食費の取り扱いに関して責任の所在が不明確であることが挙げられています。所在が不明確であるということが挙げられているので、給食費条例により取り扱いを明確化したいと考え、パブリックコメントを行ったところなんですというふうに答えています。デメリットの部分はこの部分で表現して、もう1つ、3番目の部分に公会計のデメリットの部分ですね、徴収率の低下についてという、低下するということが言われていますので、この3番目のところでデメリットが徴収率の低下なので、その部分については低下させないように努めてまいりますということで、1つの文言のところでメリット、デメリットを比較して、比較表を書くのではなく、メリットはどういうところですか、デメリットはどういうことですかということで、文言で表現しました。

○委員長（佐々木勝男君） いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） 例えね、これ南郷では公会計ですよ。それで小牛田地域が私会計ですよ。そうすると、その例え徴収率みたいなもの小牛田地域では何%とかね、南郷ではこうなっている。そうすると予想される小牛田地域が公会計になった場合にはそこから読む人がいろいろ予想するようなどころがありますよね。だからその辺のもうちょっと具体的などころを挙げておいたほうが説得力はあるのではないかと思います。小南さんがおっしゃったのはよくわかるのですが、その辺のところもう少し説明がほしい。

それから、2番目のところ、「今回のパブリックコメントの手続きは無効でないと考えます」これはわざわざ入れなくてもいいのではないかと思います。

○教育総務課係長（小南友里君） そうですね。意見では無効であるということでしたので、その部分について無効でないと考えますという文言を、答えるような形で記載したのですが、あえて入れないほうがいいでしょうか。

○3番委員（後藤眞琴君） 1番目は入れていないのですよね。これ無効だと考えますっていうところ。

○4番委員（千葉菜穂美君） これとは全く違う事かもしれませんが、中学校の授業参観のときに、公会計と私会計の話という項目がありました。これはどういうお話をされるのかなという、ちょっと興味があるのですけれども。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） そうですね、町内の小中学校のPTAの全体会の中で、今回の給食費の公会計化の説明ということで、時間は10分くらいです。各小中学校で時間をいただいております。その内容につきましては、当然、いま後藤委員がおっしゃられた公会計と私会計のメリット、デメリット、この辺をお話しようかなと思っておりますし、これから各学校、それからPTAの会員の皆様に協力を得なければならない部分があります。

といいますのは、公会計になりますと、口座振替という形になりますので、その口座振替の申し込みを全家庭、保護者の方からいただくということになりますので、その辺の願いをしていきたいと思います。

ただ、これから12月議会で議決を得て初めて条例が効力を持ちますし、また電算システム化をしなければなりませんので、これも12月議会で補正予算という形で計上させていただきますので、議会で議決後に正式にお知らせするという形をとりたいと思います。ですから、全体会のお話の中ではあくまで口頭でお話をして、あと議会で議決後については、それぞれ各家庭にチラシ等でお知らせを、詳しい内容についてお知らせをしたいというふうに考えております。

以上です。

○4番委員（千葉菜穂美君） それに対して初めからプリントとかで渡していただいたほうがわかりやすかったなと思うのですけれども、私も詳しく見ないで急いで見るほうなので、そこに参加される保護者の方が何人いらっしゃるかなという素朴な疑問がありました。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 本来ならばチラシ等プリントしたもので当然お示しすれば保護者の方の理解を得られるのかなと思いますけれども、まだ議会の議決前ですので、議決を得てからということで、その辺保護者の皆さんにはご理解をいただきたいと思っています。

○4番委員（千葉菜穂美君） はい、わかりました。

○委員長（佐々木勝男君） 参考様式6については再度協議することがございますか。きょうで終わりじゃないですね。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） パブリックコメントの関係ですね。パブリックコメントにつきましては、議会にいま教育委員会でお認めいただきました条例を提案する前には、ホームページ等に回答は出したいと思っております。意見をいただいた上で条例の見直しが必要であれば行い、見直して提案をするのがパブリックコメントのルールでございます。

きょうここで皆様方からいただいた意見などをもとにしまして修正を加えて、ホームページ、または町の公的施設のほうに掲示させていただきたいと考えております。

○2番委員（成澤明子君） 参考様式のNo.3ですけれども、教育委員会の考え方というところで、右側の下のほうになります。「給食費の取り扱いをより明確化し、教育現場に対しては町が徴収管理を一括して行うということで」と、そこまではいいのですが、その次の「教師の負担を減らしたいという思いがあります」というこの文章ですけれども、すべき仕事を軽減するという印象を受けますので、ここは例えば「教師が本来の責務により専念できると考えます」という表現にしたらどうでしょうか。給食費を公開会計とすれば、本来の責務により専念できるのかなと考えます。

○委員長（佐々木勝男君） ほかにございますか。

○3番委員（後藤眞琴君） やはりこれ、意見等の概要を見ても、比較をきちんとしなさいというところなので比較する、それが1点。

それから、徴収率低下について、これ徴収率低下は免れないのではないかと思いますね。低下させないように努めてまいりますでは、例えばどういうことが考えられるのかわからないのですけれども。こういうふうにして努めてまいりますと。あるいはこういうことなどをするというところを入れておいた方が説得力あるのではないかと思います。

あと、これだったらもう徴収率の低下する、たとえば南郷地域と小牛田地域の比較が出てく

るのでないかと思うのですよね。そうすると、それをただ努めてまいりますという形で努力目標だけでいいのかという疑問が当然出てくるのでないかと。もし考えがありましたらそういう具体的なところも必要では。

○委員長（佐々木勝男君） 対策もいくつか示してほしいということですね。全て網羅されなくてもいくつかね。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 済みません、成澤委員さんの教師の負担を減らしたいという思いの文言ですね、確かにこれ本来教師がしなければならない業務ではないのですけれども、これをお願いしていたということもありますので、この辺は「教師の負担を軽減し、教育時間の確保を図り」というような表現ではどうでしょうか。「教師の負担を減らし、教育時間の確保をしたいという思いがあります」と。

○教育長（佐々木賢治君） 済みません、7番の欄を見ていただきたいのですが、ここにきちっとうたっていますよね。「児童・生徒と向き合う時間を確保したい」と。「事務負担を軽減し」そのまま使っていかがですかね。

○2番委員（成澤明子君） 3番と7番で同じことを言っていることになるのでしょうか。

○教育長（佐々木賢治君） 同じ文言を使ってもおかしくはないと思いますけどね。

教師の負担というよりも、「本来教師が児童・生徒と向き合う時間を確保するために」という思いがあります。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） できればこの様式6については議会前に公表したいので、きょう中に直したいと思っております。まず徴収率低下については低下させないように努めてまいり具体策ということなので、「会計のデメリットである徴収率低下については徴収対策課と連携をしながら低下させないように努めてまいります」と一言入れてはどうでしょうか。

それから、もう1つ、徴収率の比較という後藤委員さんのお話があるのですけれども、これはパブリックコメントそのもので、要は公会計と私会計の比較をしろということなのですけれども、それをしなかったというのはこの事実でありまして、それに対して教育委員会の考え方という形で示すのかなり厳しいものがあるのかなと思っております。

どうでしょうか。あくまでパブリックコメントを求めたときの比較というご意見だと思うのですが。

○3番委員（後藤眞琴君） ある程度答えられたら答えるほうが、意見者も納得していただけるのでないかという感じは強いのですよね。例えば南郷地域でどのぐらいの徴収率なのか。

○教育総務課係長（小南友里君） そうですね。南郷小学校では袋集金をしていますが、100%の

収納率になっていますが、中学校は口座引き落としで、若干未納がございます。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 未収金についてはその集金方法によると思います。地区集金となっている北浦小学校と中塚小学校がPTAで集金しているところでは未収金はありません。それから小南係長がお話したように、個別の袋集金のところについては残念ながら、南郷小学校はございませんが、不動堂中学校では、同じく個別の集金袋でやっているのですが、この部分については未収金がございます。ですから、一概に公会計、私会計、平成25年度末の未収金の額から言いますと、公会計だから多い、私会計だから少ないという感じでは見受けられません。あくまで集金の方法だと思います。ただ、口座振替に全てしても未納金の額がふえてくる恐れがあると思いますので、その辺については徴収対策課と連携しながらという形で、この資料をお渡ししますか。各小中学校の現状がございますので、後で資料としてお渡しします。

○委員長（佐々木勝男君） その資料をここに付けるということですか。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） これは委員さんの手持ち資料としてお持ちいただければなど。現在の小中学校のこの給食費の徴収状況、方法、それから未納者の人数などございます。

○3番委員（後藤眞琴君） いま言ったようなことをかなり短くしたものを文章としては。比較はかなり困難なところがあると、1つ入れておいていただたらいいのかな。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、申しわけございませんが、休憩よろしいでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君） 暫時休憩とします。

午後 3時42分 休憩

---

午後 3時50分 再開

〔傍聴者2名入室〕

○委員長（佐々木勝男君） 審議を再開します。参考様式6についてのほかにご意見ございませんか。

○3番委員（後藤眞琴君） 7番目のところです。「児童・生徒と向き合う時間を確保したいという思いからです」この「思いからです」が「公会計化すべきと考えます」というとちょっと飛躍みたいなので、「公会計化すべきと考えます」というの、これ省いた方がよいのでは。

○教育総務課係長（小南友里君） はい、わかりました。

○2番委員（成澤明子君） ここで現場の事務負担というところで、今いただいた資料を見ると

お金を取り扱うということも、これはとても大変なことなのですけれども、それとプラス未納者への対応ということで、学級担任などから電話連絡する、あるいは文書や電話で督促をするとか、あるいは家庭訪問するとか、やっぱりそういった状況というのは、その時間本来は教員の皆さんが子どものために使いたい時間なので、やはりこのところは理解してもらう必要があるのかと思います。

○委員長（佐々木勝男君） そうすると、こういった内容のことを表現として。

○2番委員（成澤明子君） そうですね。事務負担を軽減というところでもって、そういう大きなことがあるわけなのですけれども、そういうことも問われたら説明をするという必要があるのではないかと思います。

○委員長（佐々木勝男君） あと、この考え方の中には特に入れるかどうかなのですけれども、どうですか。

○2番委員（成澤明子君） 文章としては、入れなくてもいいかなと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 入れなくてもいい。はい、まあ、このことについて説明を求められたときに、その未納者の対応の記載事項を説明してほしいというようなことでございます。

○3番委員（後藤眞琴君） それから、いま話聞いてね、これ入れる、入れないの問題ではないのですけれど、南郷地域でほかのお金と給食費一緒に集めているということですね。そこから給食費はこういうふうにするということ。そうすると先生方の負担から考えると、ほかのものは当然集めなければならないのですけれども。

それと、その辺のところも給食費を公会計にしたから、先生たちがお金のことに关してはすぐ、負担が軽くなるというわけではないですね、学級費とか何とか、ほかの集める作業は先生たちにこれ依然として残るわけですね。

そうすると、どのぐらい残るかというのもまた疑問になって、これがまたそういうことも頭に置きながら、この先生たちの負担が少なくなるのだと。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 間違いなく学校が徴収しているお金の総額の約7割から8割は学校給食費が占めているかと思いますが、金額ベースで言うそうですね。

ですから、その一番大きい金額の事務がなくなるということは、先生方の精神的な負担なども軽減されるのではないかなと考えております。

○委員長（佐々木勝男君） ほかにご意見ございますか。それでは、ただいま意見いただいたことをもとにして、参考様式6については考え方のところを修正の作業に入っていただきたいと思います。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 修正が完了しましたら、また教育委員会のほうにそれを報告させていただくと。今後そういった手続きをとらせていただくということでご了解いただければと思います。

○委員長（佐々木勝男君） ありがとうございます。一旦職員が退席いたしますのでよろしくをお願いします。

**【小南係長退室】**

本日配付していただきました議案第18号参考資料については、条例可決後、再度規則の審議の中で行うということになりますね。これは、参考資料としてごらんいただきたいということになります。

それでは、議案第18号の意見回答については、参考様式6について協議を進めて修正案をこれから作成しますので、もう一度委員の確認をいただくことになります。

---

日程第10 議案第19号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書について

○委員長（佐々木勝男君） それでは、日程第10、議案第19号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に報告書について、それでは事務局から提案説明をお願い申し上げます。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） それでは、私のほうから説明させていただきます。

日程第5で評価委員会の報告ということで報告させていただきました。今回の議案第19号については審議事項ということになります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条になりますけれども、「教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、それを議会に提出するとともに、公表しなければならない」とあります。そのため、教育委員会の承認を求めるとでございます。

その内容につきましては、資料は37ページと38ページはまとめということになります。資料につきましては事前配付をいたしておりますので、委員の皆様にはお目通しいただいていると思います。評価報告書は昨年度と同様のスタイルをとっております。全体につきましては説明につきましては、8月と9月の教育委員会定例会で協議をいただいておりますので、割愛させていただきます。本日は最後のページになりますまとめについてご審議をいただきたいと思っております。

なお、本日承認をいただきましたらば、まず町長に説明をいたしまして、議会への報告ということになります。議会議長への説明、それから議員への配付、これにつきましては12月議会

の召集日が12月8日になっておりますので、その日に各議員に議案書と一緒に送付されることとなります。なお、12月定例会の初日において、委員長からこの教育に関する部分の点検・評価報告の行政報告をしたいという申し出をしております。説明は以上でございます。

○委員長（佐々木勝男君） 説明をいただきましたことで、最初につけておきましたまとめ、2ページにわたってございますので、これを御一読していただき、ご確認いただきたいと思えます。そして意見をいただければと思えます。

○3番委員（後藤眞琴君） 質問あるのですけれど、これ教育に関する事務というのは、どの辺まで入るのですか。この前の問題になった浄化槽の問題は、これ教育に関する事務には入らないの。ここで上がっているものは当然ありますけれど。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） この点検・評価報告書の1ページになりますが、ここに第23条で教育委員会の職務権限という形にいたしております。この部分についての当然評価になります。

○3番委員（後藤眞琴君） ということは、入らないということですね、浄化槽管理業務は。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 町内教育施設の浄化槽の一連の問題については、これは教育委員会の職務権限ではなくて、教育長に対する委任事務の範疇となります。

○3番委員（後藤眞琴君） いま僕聞いたのは、これが入っているかどうかというと、成澤さんから教えていただいたのですが、この1番目の10番に学校その他の教育機関の環境衛生に関することということで入っているのですね。そういうふうに解釈してよろしいわけ。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 済みません、休憩をお願いします。

○委員長（佐々木勝男君） 暫時休憩とします。

午後 4時10分 休憩

---

午後 4時23分 再開

○委員長（佐々木勝男君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

それでは、ただいま審議してございます教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価についてのまとめの部分について、このようなまとめ方でよろしいかどうかのご意見をいただきたいと思えます。

○3番委員（後藤眞琴君） これは評価委員会のまとめですか。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） これは教育委員会のまとめです。

○3番委員（後藤眞琴君） 「社会教育の充実」というところで、「図書館においてはライフス

ステージに応じた事業・サービスを展開しており、おはなし会や読書会などにも取り組んでまいりました」。これ僕、文学館審議委員もしてまして、みんなもよく言われている「ライフステージに応じた事業・サービスを展開」と言うには至っていないのですよね。

図書館のしている事業が、子どもたちのものに偏っているのです。ですから、中高生のものがないし。ですから、これはかなり現実とかけ離れたものになっている。読書会というのは、どういう読書会を言うのかわかりませんが、やっているのは「古文を読む会」と僕も関係している「千葉亀雄を読む会」、それは図書館の公式な教室ではないのですよね。

ですから、あと考えられるのはその読書会というのどういうのあるのか、僕が知っている限りではそうですから、これはかなりオーバーな表現ではないかと思います。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 今の表現「ライフステージに応じた事業」ということなのですけれども、これは子どもさん対象とした読書会等はあるのですけれども、それ以外に高齢者とか、障害者に対するサービスも行っておりますので、やはりそれを含めた表現だと思います。

○3番委員（後藤眞琴君） 図書館を見たらわかると思うのですけれども、この本当にライフステージに応じた事業というと、偏っているのです。あの図書館の担当者も偏っているというの認めているのですよね。ですから、教育委員会がそれをやっているのだということまではいかない。

○委員長（佐々木勝男君） ちょっと表現上の工夫をお願いするということなのでしょうか。

○2番委員（成澤明子君） 1つよろしいですか。表現というよりは、実際に図書館でどんなことを行っているかということもあると思うのですが。

例えば乳幼児健診のときに、赤ちゃんに本を手渡すということをやっていて、そしてそのために若いお母さんたちが図書館に対して、本に対してすごく興味関心を持って、それが入り口になっておはなし会に行ったり、図書館の事業に参加したりということが評価できる事業だと思うのですね。それで、そういう入り口はいいのですけれども、確かに後藤委員さんのお話したような高齢者であったりとか、中高生に対してという部分はなかなか難しいと思います。中高生の場合はまあ学校に行っているということもありますけれども。

あとは、余り積極的ではないかもしれませんが、自分の好きな本というか、紹介した本を持ち寄って、大人の人がブックトークのようなことをしているようです。

はっきりはわかりませんが、ライフステージに応じた事業とうたうほどのことがあるかどうかは疑問ですけれども、それなりの努力といたしますか、事業は行っています。

○3番委員（後藤眞琴君） そのとおりで、子どもに関する限りはよくやっています。その点は感心するのですが、あと小中学生、それからもうちょっと御年配の方。「古文を読む会」と「千葉亀雄を読む会」だったら、これは大体年配者が多い。図書館でもいろいろ考えているけど、いい思いが浮かばないというのが現状のようです。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） そうすると、表現としてはどうしますか。

○委員長（佐々木勝男君） そのライフステージに応じた事業というの、全ての内容が網羅されているというような表現にとられるかもしれませんので、これを生かす文言とすれば、括弧書きとしてライフステージ事業などで特に実施してきたものとして挙げる。それを示すことによって、この事業というのは、理解され、評価されるのではないかなと思うのですが。どうですか、事務局のほうでは。

○教育長（佐々木賢治君） 済みません、委員長。ここの文言については、目標なのですよね。ライフステージ云々というのは。これは目標ですから、25年度の実績というのはある程度踏まえて、そこの中に書かれているのです。そのままだめなのでしょうか。

○3番委員（後藤眞琴君） 教育長さん、これ「まいりました」と過去形だよ。まいりますだったら分かります。

○委員長（佐々木勝男君） この表現は「取り組んでまいります」ということですね。

○3番委員（後藤眞琴君） 教育長さんがおっしゃる目標になりますからね。

○委員長（佐々木勝男君） 上の文言と下の文言で統一するということですね。

なお、学校教育の充実の中では、「美里町学校教育審議会」となっているところ、「環境」という文字を入れて、「学校教育環境審議会の」に修正をお願いしたいと思います。

○3番委員（後藤眞琴君） 僕の意見はありませんけれど、「学校教育環境整備方針を協議しており、本年度中に基本的な方針を出す予定です」と、予定だからいいのですが、本当にできるかなと、余計な心配はあります。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 一応26年度には方針を示すということになっておりますので、こちらでご理解のほうお願いしたいと思います。

○2番委員（成澤明子君） 2枚目の社会体育の振興のところ、下のほうです。下から5行目のところで、「活力を生かすことでスポーツ愛好者の増加と健康増進が図られました」ここだけ過去形で、図られているのですか、図ろうとしているのか。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） その上の、青少年の健全育成の2行目も同じく「図っております」という表現しております。

○委員長（佐々木勝男君） 「増加と健康増進を図っております」と。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 済みません、社会体育の振興の部分の「単位協会」とあるのですけれども、これは「体育協会」の打ち間違いですね。

○3番委員（後藤眞琴君） それから「愛好者のより一層の」とか入れたらどうか。

○委員長（佐々木勝男君） あと、これでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

ただいま修正いただきましたことが、これはまとめとなって資料の36ページ以降に入ります。したがって、37、38とページが打たれます。したがって、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書は全体で38ページの報告書ということになります。

このご審議いただきました報告書については、あとはご意見ございますか。  
なければ採決させていただきます。

議案第19号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書について、賛成する委員の皆さんの挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（佐々木勝男君） 挙手全員でございます。

したがって、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書については承認ということになりました。ありがとうございました。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 済みません、次の協議について説明員として今野補佐を入室させたいので、休憩よろしいでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君） 暫時休憩とします。

午後 4時40分 休憩

---

午後 4時50分 再開

協議事項 日程第11 美里町情報公開審査会の答申について（継続協議）

○委員長（佐々木勝男君） 休憩前に引き続き会議を始めます。協議事項、日程第11 美里町情報公開審査会の答申についての協議を行います。

このことについての提案説明を今野補佐のほうから説明をお願いしたいと思います。

それでは初めに次長のほうからですね。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 私のほうから最初説明いたしまして、あと詳細にわたっては業務を担当しております今野補佐のほうから説明申し上げます。

これまで協議いただいております情報公開審査会の答申につきまして、事務に不適切な処理があったということで、3点の指摘を受けております。その改善策、教育総務課での業務改善についてまとめてましたので、今野補佐のほうから説明をいたします。

○委員長（佐々木勝男君） お願いいたします。

○教育総務課長補佐（今野正祐君） それでは、私のほうから説明申し上げます。

まずは、先日はお時間割いていただきまして、大変ありがとうございました。

いま課長のほうからもお話ございましたが、情報公開審査会のほうから10月15日付で当委員会に対して答申書をいただいております。それとあわせてですが、意見書というものも頂戴しております。こちら、意見書には大きく3点ほど「適切な設計額の算出について」ということと、「履行確認の徹底について」ということ、さらには「説明責任の履行について」ということで、3点ほど意見をいただいております。

それで、一応当委員会としてもこの意見に対して今後どのようにやっていくのかということをやはり審査会のほうに報告するとともに、今回不服申し立てをいただきました業者様のほうにもこのような内容で改善していきますということを説明する必要があるのではないかという考えのもと、皆様お手元にお配りしました業務改善報告書というものを作成いたしまして、提出しようかというふうに考えております。

一番上に（案）と書いてございます。タイトルが「業務改善報告書」ということにさせていただきました。

それで、指摘いただいた意見の3つに関しまして、どのようにしていくかということを示したしております。読み上げさせていただきたいというふうに思います。

#### 業務改善報告書（案）

貴審査会よりいただいた意見書の内容を検討した結果、今後適切な事務処理を実施するため、以下のとおり業務改善を行うこととしましたので報告いたします。

##### 1. 適切な設計額の算出について

教育施設浄化槽維持管理業務について、これまで設計額の算出の際に浄化槽よりくみ取る汚泥の数量の記載がない仕様書となっており、入札に付する適正な見積額を積算する上で業者に不適切な内容となっていました。今後は、今年度は既に業務の契約も済んでおりますが、来年度からは汚泥のくみ取り予定数量を仕様書において明示するか、または汚泥のくみ取り業務についてはその数量に疑念が生じないように、くみ取り実数量に応じて支払いを行う単価契約にします。なお、設計書の作成においては、同種業務を発注している他課への支援や協力を要請す

るなど、町として整合性を図るように努めます。とさせていただきます。

## 2. 履行確認の徹底について

契約書や仕様書にある業務完了の際に求めている書類を未添付のまま履行確認を行ってきたことは、法令に定められている事項を大きく逸脱した行為でした。本年度からは業務委託業者に対して未提出の書類が発生しないよう指導するとともに、業務完了の履行確認の際は添付資料の内容を十分確認するなど、法令順守を徹底いたします。というふうにとまとめました。

## 3. 説明責任の履行について

今回の行政文書不存在の原因は、不適切な事務処理が招いたことは明らかであり、上記の内容によりその改善を図ります。さらに、行政文書の不存在通知をする場合においては、教育委員会の中でその内容を十分検討した上で通知を行うこととします。あわせて、行政文書の開示請求者に対しては、より丁寧な説明を行っていきます。というふうにさせていただきます。

一応この委員会のほうでこの内容を検討していただきまして、こちらの文書につきましても教育委員会として審査会のほうに提出したいというふうに考えておりますので、ご審議の方よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（佐々木勝男君） 業務改善報告書ということで、提案の説明をいただきました。この文言を確認していただいて、承認をいただくというふうに進めたいと思います。

まずは、ご質問、ご意見も含めてお願いしたいと思います。

○3番委員（後藤眞琴君） 質問ですけれども、3番目の説明責任の履行についての1行から2行の中で、その「上記の内容により」の「上記の内容」とはどれですか。

○教育総務課長補佐（今野正祐君） まず、今回指摘されている部分はその設計書の数量の明示という部分です、1番目で。それをこれまで明示してこなかったものを来年度からきちっと明示するというのが改善点の1つでございます。2つ目については、その2番目の履行確認の徹底についてということ、これは添付書類が、これが求めた添付書類が未添付のまま、業務完了を行っていたという事実がございますので、これをきちっと内容を確認して、全部ついているかどうか今後確認しますというのが2つ目の改善点です。それをここの3番目の説明責任の履行についての条文で、その2つの内容にまず改善を図るということをして、さらにはということ、行政文書の不存在通知をする際の教育委員会での討議と、そして開示請求者に対する丁寧な説明という文言でまとめさせていただいたものです。

○3番委員（後藤眞琴君） そうすると、その上記の内容というのは、1、2の内容ですか。そして、その「1、2の内容により、その改善を図ります」のほうははっきりするのでないでし

ようか。

○教育総務課長補佐（今野正祐君） はい、わかりました。

○委員長（佐々木勝男君） 上記というのは「1、2の内容により」となります。

○3番委員（後藤眞琴君） ちょっとこれ、「1、2の内容によりその改善を図ります」というのは、この「により」はどんな意味ですか。ほかの言葉にもし置きかえらしたら。

○2番委員（成澤明子君） いいでしょうか、関連です。むしろ具体的に、「上記の内容」のところを「適切な設計額の算出及び履行確認の徹底などについて改善を図ります」と具体的に述べてもいいのではないのでしょうか。

○教育総務課長補佐（今野正祐君） 確認いたします。

「上記内容により」の部分で、具体的な文言を使ってということなので、「適正な設計額の算出及び履行確認の徹底についてその改善を図ります」と。

○委員長（佐々木勝男君） その文言もう1回読み返してもらえますか。

○教育総務課長補佐（今野正祐君） 繰り返してよろしいですか、済みません。これは教育委員会の名前を出す報告書ですから、間違うと大変ですので。

### 3. 説明責任の履行について

「今回の行政文書不存在の原因は、不適切な事務処理が招いたことは明らかであり、適切な設計額の算出及び履行確認の徹底について、その改善を図ります」ということでよろしいでしょうか。

○2番委員（成澤明子君） もう1点いいでしょうか。

1番目ですけれども、「これまで設計額の算出の際に、浄化槽より汲み取る汚泥の数量」、下のほうでは予定数量となっていますね。ここに予定は入れなくてもいいのですか。

○教育総務課長補佐（今野正祐君） 予定ですね、そうですね。統一した方がよろしいですかね。

それでは、「予定」という部分を前段の文言の中にも加えさせていただきたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君） よろしいですか。「予定」というのがその2行目の「汲み取る汚泥の予定数量の記載がない仕様書となっております」という表現になります。

ほかにございませんか、よろしいですか。

それではなければ、美里町情報公開審査会の答申についての業務改善報告書ということは、先ほど訂正、挿入していただきましたこと、文言に修正して提出するということになります。

よろしいですね。

(「はい」の声あり)

○3番委員(後藤眞琴君) 次の議題に入る前に、これ直接関係ないのですが、僕たまたま図書館の本を見ようと思ってインターネットを見ましたら、意見書が載っていないのですよね。この答申内容は出ていますが、意見書が省かれた形でインターネットには載っておるのですよね。

渋谷次長さんにどうしてかってお聞きしましたら、総務課が管理していると。僕が情報公開審査委員をしていたときに、意見があるのだけれど、どういう形で出せるものでしょうかと当時の総務課長の佐々木守さんに相談したのですよね。

そしたら意見書という形で出す方法があると。それで、意見書を出しましょうということで出したのですよね。ですから、これはセットになっているわけですよね、答申書と意見書。ですから、これ意見書を省いた形でネットに載せておいたら、教育委員会が、自分の都合が悪い部分を知らせないと、何か変な勘ぐりをとられるのではないかと。

○教育総務課長補佐(寒河江克哉君) 委員長、よろしいでしょうか。教育委員会会議では意見書まで全て傍聴者の方に資料として配付しております。

○3番委員(後藤眞琴君) それは承知しています。僕言っているのはインターネットのことです。

○教育総務課長補佐(寒河江克哉君) ホームページの関係は、総務課の管理です。

○3番委員(後藤眞琴君) それで、教育委員会から総務課にこういう恐れがあるので、掲載してもらいたいとお願いをしたらいかがでしょうかという提案です。だってかなり厳しいこと書いてあるから、教育委員会がわざわざ意識して省いたのでないかってとられますと、隠ぺい工作をしているとかね。

○教育総務課長補佐(今野正祐君) よろしいでしょうか。ホームページの問題につきましては、基本的に総務課が担当します情報公開審査会の意向をもって、アップしているというふうに承知しております。後藤委員さんのそのお考えも重々理解できますけれども、そのような場合につきましては、むしろ委員会と審査会、審査会の事務局が総務課でございますけれども、あちらの審査会のほうにも話を通す必要があるかというふうに存じます。

ただ、上げる、上げないの部分については、正直申し上げまして問い合わせも何もございませんでしたし、我々も掲載されてから上がった確認を行った次第でございます。

○3番委員(後藤眞琴君) 僕が提案しているのは、今野さんに提案しているのではなくて、この委員会でそういうことになっている事実があるので、教育委員会として向こうのほうにお願い

したらどうでしょうかというのを提案している。

○委員長（佐々木勝男君） ただいまの意見に対して各委員の皆さんのご意見をいただきたいと思ひます。内容については理解いただいたと思ひます。

○3番委員（後藤眞琴君） もう1度。僕、実はそれを見て驚いたのですよね。「あれ、意見書もない」、幾ら見ても。ですから、やっぱりできたらお願いはしておいたほうがよろしいのではないかと。

○委員長（佐々木勝男君） 委員の皆さんから意見をいただきながらまとめていきたいと思ひます。

○2番委員（成澤明子君） 意見書を添付するという事は難しいことなのではないでしょうか。普通に行われていることなのか、常識の範囲内なのか、特別なことなのかというのがよくわからないのですけど。

○教育総務課長補佐（今野正祐君） 私どものほうからは、まずこういう不服申し立てを受理した場合は、審査会に諮問するという行為、これは条例で定められています。諮問された案件について審査会のほうでは審議を行って、それを答申という形で返してよこすというのは、これも一連の流れではございますが、その意見書というものが全てに関してそれはついているものではないと思われまひすし、あとその意見書の意味というか、諮問に対する答申書ですし、答申書に意見書が添付されているということを答申と一緒にペアで考えるか、ペアとして上げるか、上げないかと。

我々のほうとしてみればお願い事項ということで審査会には言える部分なのかもしれませんが、最終的には審査会の判断なのかなというふうには思ひます。

○3番委員（後藤眞琴君） 審査会が判断したのかどうかわかりませんが、総務課の管轄だということですよ。意見書というのはよほどのことがない限り、意見などあり得ないですよ、この内容から見ましてもね。

ですから、審査会がもう黙っていられないので意見をしたわけですよ。それだけのことがあって、それをペアになるかどうかでなくて、それをこっちが真摯に受けとめるかどうかの問題なのですよ。先ほど経過は僕がやっているときの経過でしたので、1つ心配しているのはさき申し上げましたように、教育委員会が隠ぺい工作をしていると、余計な勘ぐりを住民の方からとられるのを前もって予防するようにして、そういうことが教育委員会に問い合わせがありましたら、掲載をお願いしてありますと。

あとは総務課の管轄でしょう、情報公開審査会は。この会議は原則公開ですから。ですから、

あえてそれをとれなんていうことは考えられないだろうと思うのだよね。それはみんなわかります、事実よね。ですから、教育委員会としてお願いするかどうかの問題です。

○委員長（佐々木勝男君） 委員の皆さんの意見をもとに、教育委員会としての考え方を示さなければなりませんので、お願いします。

○教育長（佐々木賢治君） 済みません、協議が2つになってしまったのですが、関連の事項ということだと思うのですが、それは教育委員会をお願いするという、それを決めることしかできないですね。

だから載せる、載せないはここで決めますではなくて、教育委員会として何らもう隠す必要はないです。事務的なことはわかりませんが、審査会に行くのか、総務課に行くのかわかりませんが、教育委員会としては意見書を載せてくださいとお願いすることは何らやぶさかでないと思うのです。それが教育委員会で決められるものでもないということは、はっきりしています。

○委員長（佐々木勝男君） 教育委員会としては掲載については全文掲載をお願いしたいのだと、その意向を伝えたいということになります。そういう教育委員会の考えを示したいと思います。その文言等については事務局のほうに、お願いしたいのですけれども。

○教育長（佐々木賢治君） 今のは口頭でだめでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君） 口頭もよければ口頭ということで。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 委員会で決定しているのであれば、当然担当課は総務課のほうになりますので、教育委員会の意思としてお願いをしたいと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 口頭でお願いすると。それでは、よろしく申し上げます。

それでは戻ります。美里町情報公開審査会の答申について、先ほど協議をいただきました。業務改善報告書、修正箇所がございますが、このことについては承認される方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（佐々木勝男君） 挙手全員でございます。

それでは、美里町情報公開審査会の答申に対する業務改善報告書については承認ということになりました。ありがとうございました。

○教育長（佐々木賢治君） 次長さん、今後のこの取り扱いについて、説明してください。

○委員長（佐々木勝男君） 今後の動きについてということで、次長さんのほうからお願いします。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） それでは、本日協議いただきました業務改善報告書につきましては、情報公開審査会のほうに提出をしたいと思います。

これは、報告の義務はないですが、教育委員会としての意思として、報告書を提出することにしたと思っています。以上です。

○委員長（佐々木勝男君） 事業者の方については。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 済みません、休憩をお願いします。

○委員長（佐々木勝男君） 暫時休憩とします。

午後 5時20分 休憩

---

午後 5時25分 再開

○委員長（佐々木勝男君） 休憩前に引き続き会議を行います。

業務改善報告書については、先ほど提出すると、報告するという事で承認をいただいております。

関連する事項について事務局のほうから説明し、そして協議をしたいと思いますので、事務局案として説明をお願いしたいと思います。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 先ほどお話ししましたように、この3点の業務改善については情報公開審査会から来た内容でありますので、その情報公開審査会のほうに業務改善報告書を提出したいと思います。

それから、業者さんについて、文書で提出したらよいというようなお話がありますが、事務局としては口頭で伝えたいと思っています。その辺をご審議お願いしたいと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 情報公開審査会については、ただいまの文書でもって提出すると。業者の方につきましては、口頭で説明を申し上げるというようなことで、事務局案として示されたわけですが、そのことにつきまして各委員の皆さんから意見をいただいて、そしてまとめていきたいと思っていますので、お願いします。

○3番委員（後藤眞琴君） これを業者に書面で提出する必要がないと考える理由をお聞かせいただければありがたいのですけれども。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 業者さんと直接お話ししておりますけれども、この3点については当然業者からの指摘事項だと思います。それ以外の部分についても多くの部分で不満を持っているようです。ですから、その辺については、その業者さんがどこまで求めるものかという部分がよくわかりませんので、その辺お話をしながら、判断したいと思いますが、基本

的には口頭でお伝えしたいというふうに考えております。

○3番委員（後藤眞琴君） 「したい」でなくて理由です。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 要するに文章化しないでということですね。先ほどお話ししたように業者さんと話の中で、文書での報告は必要ないものかなという感じを持っております。その辺から判断いたしております。

○3番委員（後藤眞琴君） それでもまだ理由はわからないのですけれども、僕はこれ情報公開審査会に提出したら、当然情報公開されますよね、この部分ね。そしたら業者さんにも誠意を示すという意味で、こういうものを教育委員会としては報告しましたと言って何ら差し支えないのではないかと思います。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 委員長、休憩をお願いします。

○委員長（佐々木勝男君） 暫時休憩します。

午後 5時30分 休憩

---

午後 5時35分 再開

○委員長（佐々木勝男君） 休憩前に引き続き会議を行います。

それでは、次長のほうからお願いします。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 先ほどもお話ししたように、業務改善報告書につきましては、これはあくまで情報公開審査会から3点の不適切な事務処理が認められるということでの意見でありますので、これについては情報公開審査会に対する回答になりますので、その情報公開審査会に提出した写しという形で業者さんに提示してはいかがかなと思っております。

あくまでこれは情報公開審査会から求められているものではありませんし、業者の方がこれをもって変な感じになると思いますので、写しという形で提出できないか、その辺協議をいただきたいと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 業務改善報告書は情報公開審査会へ提出すると。その提出したものについての写しを業者の方に示すということではいかがかということですが、ご意見をいただきたいと思います。

○3番委員（後藤眞琴君） いま渋谷さんの説明では、先ほど今野さん説明されたのとちょっと違って、業務改善報告書というのは出さなくてもいいものなのですよね。ですから、向こうから出せと言われたものでないわけですよね。

その意見書を真摯に教育委員会が受け止めて、教育委員会が自主的に報告書を出すのだと、

ですよね。それを業者さんにもこういう形で真摯に受けとめて出しておりますと説明して、よろしいのではないですか。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） はい、わかりました、それであれば。写しでよろしいですね。

○委員長（佐々木勝男君） それでは次長さんのほうから、事務的なことです。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） いまですからお話ししたように、写しという形で業者さんに提示します。

○委員長（佐々木勝男君） 写しということで提出すると。よろしいですか。

それでは、業務改善報告書については、先ほどの協議通り、情報公開審査会へ提出すると。その写しについて業者の方にも提示し、説明を申し上げることとなります。では、よろしくお願いたします。この件については、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

---

協議事項 日程第12 平成26年第7回美里町議会定例会（補正予算案）について

○委員長（佐々木勝男君） それでは、次の日程第12、平成26年第7回美里町議会定例会（補正予算案）について、事務局より提案の説明をお願いします。

なお、今野補佐は退席いたしますのでよろしくお願いたします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは日程第12、平成26年第7回美里町議会定例会（補正予算案）について、ご説明いたします。

これについても本日お配りのA4版1枚で両面になっているものでございますので、これに従いまして説明させていただきます。なお、この補正予算につきましては、現在町長に対しまして補正予算を提出しているだけにとどまっております。ですので、町長から補正予算ができ上がりましたので、教育委員会の意見を聞きたいという段階ではまだございません。まだ査定も何も行っておりませんので、いま教育委員会事務局が要求している項目ということで、ご認識いただきたいと思います。

それでは、簡単に申し上げます。まず、1ページ目につきましては、教育委員会費でございます。これについては今年度臨時議会、あとは説明会等の回数が多くなってしまいましたので、それに対する委員皆様方の費用弁償、または会議録を作成する回数がふえたことによる増額を要求しております。

次にスクールバス事業につきましては、冬タイヤが7台分交換が必要になったため、費用と

して48万1,000円を要求しております。

1 ページ目の一番大きいのが、小学校管理費でございます。この中で小牛田小、中卒小、南郷小の体育館天井材の撤去するための工事を来年度施工する予定でございます。その工事を行うための実施設計業務として982万8,000円ほど新規で要求しております。大体1校当たり300万円ほどの実施設計費でございます。

裏ページになります。中学校施設管理費でございますが、いま申し上げました体育館天井材の撤去工事、これが南郷中学校分についてもございます。その部分の予算334万8,000円も新規で要求させていただいているところでございます。

また、幼稚園費につきましては、本来正職員として採用する予定の職員が採用できなかったために、臨時職員として雇っていた職員の延長分となる追加の人員費の予算要求でございます。

あとは近代文学館の施設管理でございますが、これは自動ドアとか重油タンクの修繕が必要になったための増額の要求でございます。

最後になります。保健体育費、学校給食費の中で、南郷学校給食センター、小学校の給食事業、中学校の給食事業と載っておりますが、これは先ほど審議いただきました学校給食費の公会計化するためにソフトウェアの導入、または賃借が必要になってきます。それに伴います経費としまして、約580万円ほどですね、補正予算で計上させていただいております。条例を定めまして、その事業を実施するためには、それなりのお金はかかるということでございます。

以上、簡単に申し上げました。

○委員長（佐々木勝男君） 協議ということでございますけれども、まだ具体的なところまででおりませんので、このようなことで補正予算を組む予定であるということで、ご理解いただければと思います。この点についてはよろしいですね。

（「はい」の声あり）

---

日程第13 美里町学校教育環境整備方針について（継続協議）

日程第14 基礎学力向上・いじめ対策等について（継続協議）

○委員長（佐々木勝男君） それでは、次の日程第13でございますが、時間が相当過ぎておりますので、学校教育専門指導員は退席させていただきます。

【佐々木学校教育専門指導員 退席】

○委員長（佐々木勝男君） 進めさせていただきます。日程第13、美里町学校教育環境整備方針について、これは継続協議ということでございます。

事務局としては、委員に意見を求めたいのですが、ちょっと説明よろしいですか。今から1人5分ずつかかるとすると、語れないですね。いじめ対策の案件もあるのですが、これもあわせると6時までできませんね。提案をお願いします。

○教育長（佐々木賢治君） 優先順位といえば失礼ですが、審議事項の議案20号、「教育委員会職員の処分について」これが残っているのですね。これだけは決めてもらわないと。

○委員長（佐々木勝男君） それでは、日程第13と日程第14について、これは継続協議となっていますが、本日は時間の関係上、審議が非常に難しいので次回以降にお願いして、臨時会の設定も考慮した中で協議するという事です。

それでは、日程第13と日程第14については後日ということにさせていただきますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

---

#### 日程第15 平成26年12月教育委員会定例会の開催日について

○委員長（佐々木勝男君） それでは、その他、日程第15、平成26年12月教育委員会定例会の開催日について、開催案といたしましては12月22日か24日のいずれかということで、選択をお願いしたいと思います。

○2番委員（成澤明子君） 22日でいいです。

○委員長（佐々木勝男君） 24日は大変厳しいね。それでは、22日の月曜日ということになります。時間は午後1時半ということでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 済みません、委員長よろしいでしょうか。事務局より提案させてもらってもよろしいでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君） はい。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） いま教育長と話をさせていただいたのですが、なかなか環境整備方針の話し合いができません。皆さん方の本当の生の声をお聞かせ願いたいのが山々なのですが、このとおりなかなか審議ができませんので、12月22日の際には、核心に触れさせていただきたいと。

そのためには、やはり皆さん方のお考えを事前にペーパーなどにまとめて事務局のほうにお示ししていただくと。それを22日の召集告示の際に、ほかの4名の委員さん方にお示ししておくということにしておけば、22日の議題もスムーズに入っていくのではないかと思います。

ですので、そういった部分で委員の皆様方に宿題となるかもしれませんが、ご提案させていただきますと思っていますが、どうでしょうか。

○2番委員（成澤明子君） 意見がね、固まらないところも自分自身であります。いろいろ日本各地全部同じ悩み抱えていて、いろいろな方法があったり、場所によってね、こんな方法もあるのかということもあったりね。頭の中すっかりもう組み直して考えたほうがいいなと思うような部分もあるし、だから考えを述べよと言われてもちょっと難しいかなと思います。

○3番委員（後藤眞琴君） 僕も答申を読んで、いろいろ、だからこれだという意見は書けていったら難しい。いろいろなもの書いていかなければならない。自分でも何書いているかわからなくなるようなので、やっぱり難しい。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 難しいですか。やはり話合いの中でということですか。

○委員長（佐々木勝男君） 私の考えはですね、私は4枚程度にまとめたのです。このようにしたいということもあるし、これはやっぱりみんなで協議していかなければならないなということ、いろいろ混じっているのですけれども。

それはいわゆる適正規模に対する基本的な考え方の、そういう範疇のものとか、適正配置及び通学区域に関する基本的な考え方という範疇のものとか、さらには将来的な課題についての範疇のもの、そして適正化するための具体的な方策ということでの範疇のものと、大きな区分けして、その中でやっぱり協議してきちっと押さえておく必要あるなど。その中でさらに思いをどういうふうに高めていったらいいのか、膨らませていったらいいのかという、やっぱり基礎的なものをおさえないというので、一応グループ分けして入れたのです。

そしてさらには小規模学校のメリット、デメリットというのあるのだけれども、これからの子どもたちを考えたとき、本当にそれでいいのか、もっと深く考える必要ないのかという、あわせると4ページにわたって記載しました。

これをやるだけでも、1日かかっても協議は終わりません。だから、そういうの皆さん出していただいたのを、共通したもの絞り出して、重点的にしていかないと、まずは3月までは絶対できません。できないということは、今度は議会に対して答弁ができなくなるので、これは是非でも臨時会を持ちながらでも協議していかないと、ある程度の形までつくっていけないと、まだ論議、審議中ですから言っていると、何やっているのだって思われます。

給食問題で悩んだから、なかなかすぐに行かないのでしょうと、それは同情の意味があるかもしれませんが。やらざるを得ないことはやらざるを得ない。

だから、みんなもうさらけ出しながらいいものを考えていかなければ、1つのものを形つく

れませんので、そのところをどうぞご理解の上で協議をお願いしたいと。

○3番委員（後藤眞琴君） 委員長さんはまとまったからいいけれども、本当に文章化ができない状態なのですよ。それを無理やり文章化しろって言ったら、自分でも何書いていいのかわからないような状態になるので、やっぱり次のときには自由に話したい。その前に、文章は書けないので。

○教育長（佐々木賢治君） はい、わかりました。それではいまの提案は撤回させていただきます。あとは事務局が一度、案を示すかもしれません。

○委員長（佐々木勝男君） 次回についてはフリートーキングの時間をとります。

○3番委員（後藤眞琴君） 委員長さんのまとめたものも詳しく聞いてね。

○委員長（佐々木勝男君） まとめたものではないです。まとめかねたものですから。みんなクエスチョンだらけですから、その辺は皆さんと協議を深めていきたいなど。

次回については、フリートーキングとします。

---

#### 追加議事日程第1 議案第20号 教育委員会職員の処分について【秘密会】

〔秘密会につき、傍聴者退場〕

○委員長（佐々木勝男君） それでは、議案第20号、先ほどの追加議案でございます。教育委員会職員の処分についてを議題といたします。資料配付となりますので、少々お待ちください。

それでは、追加議事日程ということで、審議事項、日程第1、議案第20号 教育委員会職員の処分についてということを経営といたします。

本件につきましては、人事案件でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定に基づき、当事者は議事に加わることはできません。しかし、内容説明については事務局より説明するよう私のほうから指示してございますので、説明終了後に退場していただきます。

それでは、説明をお願いしたいと思います。端的に説明いただければと思います。

【午後5時53分から午後6時42分まで秘密会につき、以下会議録の調整なし】

【秘密会 終了 午後6時42分】

---

#### 議案第18号 美里町学校給食費条例のパブリックコメントの回答修正について

○委員長（佐々木勝男君） その他、事務局からありますか。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） パブリックコメントの回答の修正を確認願います。

○委員長（佐々木勝男君） 審議事項の日程第9、議案第18号の美里町学校給食条例〔案〕の関連での参考様式6、協議いただいた教育委員会の考え方についての修正の文書が委員の皆さんに配布されましたが、なお、事務局のほうからこのことについて補足説明ございますか。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 特にありませんが、先ほど委員会の話し合いの中で訂正があった箇所の教育委員会の考え方になりますので、その辺を確認していただきたいと思えます。

【4番委員千葉菜穂美君 都合により退場】

○3番委員（後藤眞琴君） 意見述べていいですか。前から比べたら随分よくなっていると思いますが、ちょっと気になるところはありますけれど、大体こういうところでもよろしいのではないかと。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） ありがとうございます。

○2番委員（成澤明子君） 同じです。

○委員長（佐々木勝男君） これでよろしいですか。

○3番委員（後藤眞琴君） 本当に前から比べたらよくなっています。

○委員長（佐々木勝男君） すっきりしたし、ご理解いただけると。完璧ということはありませんが、以前よりもかなりご理解いただけたところまでいっている。

それでは、参考様式6について、修正案を提出いただきましたが、委員の皆さんからご承認いただいたということになりましたので、この件については終了させていただきます。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 済みません、宿題となっていましたね。条例と規則の違いについては、お手元に資料として配付しておりますので、それでご理解願います。

○委員長（佐々木勝男君） はい、よろしくお願ひします。それでは、いいですね。

以上で本日の議事は全て終了です。11月定例会を終了いたします。

長い時間、本当にご協力ありがとうございました。

午後 6時50分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課 寒河江克哉の調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成27年 1月28日

委員長

署名委員

署名委員